

答 申 第 1 2 7 号

平成15年3月28日

千葉県知事

堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年11月21日付け学第472号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成14年11月11日付けで提起された、平成14年10月31日付け学第43号の45で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成14年10月31日付け学第43号の45で行った「学校法人〇〇〇〇に係る財務計算書類（平成11年度、平成12年度）及び〇〇〇〇高等学校に係る私立学校経常費補助事業実績報告書（平成11年度、平成12年度）」の行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 資金収支計算書については、資産運用収入の金額、資産売却収入の金額、前年度繰越支払資金の金額、借入金等利息支出の金額、借入金返済支出の金額、資産運用支出の金額、次年度繰越支払資金の金額を除くすべての情報を開示しているが、その中には人件費支出にかかるすべての科目の金額が含まれており、これが開示されれば、本学校法人の事業運営上の地位に不利益が生じることが予測される。

イ 資金収支内訳表については、資産運用収入の金額、資産売却収入の金額、収入の部の計の金額、借入金等利息支出の金額、借入金返済支出の金額を除く他のすべての情報を開示しているが、資金収支内訳表は、法人、短期大学の各科、栄養専門学校、二つの高等学校、二つの中学校、小学校、幼稚園の各部門にわたって細かく記載されており、これらの部門ごと及び科目ごとの金額は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第3号イに該当し、これが開示されれば、本学校法人の事業運営上の地位に不利益が生じることが予測される。

ウ 人件費支出内訳表については、すべての部門にわたって、教員及び職員の本俸、期

末手当、その他の手当、所定福利費、私立大学退職金財団負担金、また兼務教員の給与、役員報酬支出、退職金支出、賃金支出のすべての科目にわたって開示するとしているが、これらの部門ごと及び科目ごとの金額は条例第8条第3号イに該当し、これが開示されれば、本学校法人の事業運営上の地位に不利益が生じることが予測される。

また、本学校法人の設置する特定の学校の事務職員は少数であり、人件費支出内訳表の職員人件費支出の特定の学校の欄に記載されている金額は個人情報に該当する。これが開示されれば、該当する個人の権利に重大な損害を与えることとなり、開示に賛同できない。

エ 消費収支計算書については、資産運用収入の金額、帰属収入合計の金額、基本金組入額合計の金額、消費収入の部合計金額、借入金等利息の金額、資産処分差額の金額、当年度消費収入超過額の金額、前年度繰越消費収入超過額の金額、翌年度繰越消費収入超過額の金額を除く他のすべての情報を開示するとしているが、その中には人件費支出にかかるすべての科目の金額が含まれている。これが開示されれば、本学校法人の事業運営上の地位に不利益が生じることが予測される。

オ 消費収支内訳表については、資産運用収入の金額、帰属収入合計の金額、基本金組入額合計の金額、消費収入の部合計金額、借入金等利息の金額、資産処分差額の金額を除く他のすべての情報を開示するとしているが、消費収支内訳表は、法人、短期大学の各科、栄養専門学校、二つの高等学校、二つの中学校、小学校、幼稚園の各部門にわたって細かく記載されており、これらの部門ごと及び科目ごとの金額は条例第8条第3号イに該当し、これが開示されれば、本学校法人の事業運営上の地位に不利益が生じることが予測される。

カ 貸借対照表については、有形固定資産の金額、資産の部合計の金額、負債の部・基本金の部、及び消費収支差額の部合計の金額、注記1減価償却額の累計額の合計及びその内訳の金額を開示するとしている。また固定資産明細表については、その他の固定資産の金額と摘要欄及び合計の金額、注・当期増減額の主な理由のうちの一部の科目名・説明文・金額を除く他のすべての情報を開示するとしている。これが開示されれば、本学校法人の事業運営上の地位に不利益が生じることが予測される。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 学校法人について

学校法人は、私立学校法第3条の規定により設立されるもので、私立学校の設立を目的とする特別法人であり、この私立学校は、教育基本法第6条第1項に規定されているように、本来的に、公の性質をもつとともに、その運営は自主的、自立的に行われている。

また、国や地方公共団体では、私学の振興を重要な政策課題と位置付け、私立学校振興助成法の趣旨に沿って、経常費補助を中心とする私学振興策を講じている。

(2) 財務計算書類の開示について

学校法人の財務計算書類は、学校法人が行う教育活動、事業活動の状況を金額で示した情報を記載した経理内容文書であり、これらがすべて開示された場合は、学校法人の高度の内部管理的な経営方針やノウハウが他に知られてしまい、学校法人の自主性、自立性を損なうことともなりかねない。

しかしながら、学校法人に対して、上記のとおり、国や地方公共団体から財政援助が経常的に行われ、学校教育の発展普及に大きく寄与することが期待されている極めて公共性の高い事業主体であり、企業一般の純営利的な事業活動とはおのずと性格を異にし、学校法人が独自の経営方針のもとに様々な形態により事業展開を競い合うとしても、それらの内容は情報として相当程度社会に向けて開かれていなければならないものである。

また、現在、学校法人が自らの公共性を認識し、また社会的責務として財務状況や教育活動に関する情報を公開することが、社会的にも要請されている。

(3) 学校法人財務計算書類の部分開示決定に係る審査会の答申について

部分開示決定をするに当たっては、以前に他の学校法人の財務計算書等の部分開示決定に対して異議申立てがあった事例について、千葉県公文書公開審査会及び千葉県情報公開審査会から、学校法人の事業活動における内部管理的事項に関する情報が記録され、開示することにより当該法人の事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報については、非公開・不開示とする旨の判断を受けているので、本件行政文書についてもこの判断を尊重し、上記と同様の情報については、条例第8条第3号に該当すると判断して不開示とし、部分開示決定をしたものである。

(4) 本件行政文書の情報について

ア 財務計算書類について

(ア) 資金収支計算書について

a 収入の部について

収入の部に記載されている「学生生徒等納付収入」、「手数料収入」、「寄付金収入」、「補助金収入」、「事業収入」、「雑収入」、「前受金収入」、「その他の収入」、「資金収入調整勘定」及び「収入の部合計」の科目の金額については、保護者から徴収するもの、国や県、市等の公的団体から学校法人に交付されるもの、あるいは、学校法人の本旨とする教育事業そのものに密接にかかわる諸収入の予算額及び決算額であり、このような情報は、学校法人の教育事業の公共的性格に照らしても広く社会に向けて開かれていなければならない、通例、高度の内部管理的な事項として決定され、又は取り扱われるべきものとは認められない。

b 支出の部について

支出の部については、「人件費支出」、「教育研究費支出」、「管理経費支出」、「施設関係支出」、「設備関係支出」、「その他の支出」、「資金支出調整勘定」及び「支出の部合計」の科目の金額は、学校法人の本旨とする教育事業そのものに密接にかかわる諸支出の予算額及び決算額であり、その原資には、国や県、市の補助金のほか、保護者から徴収された納付金や寄付金なども少なからず充当されていることから、このような情報は、社会に向けて積極的に開かれてしかるべきであり、通例、高度の内部管理的な事項として決定され、又は取り扱われるべきものとは認められない。

(イ) 資金収支内訳表について

資金収支内訳表は、複数の学校を設置する学校法人に作成が義務付けられているものであり、記載する科目は、収入の部では、資金収支計算書の「学生生徒等納付金収入」から「雑収入」まで、支出の部では、資金収支計算書の「人件費支出」から「設備関係支出」までとなっており、記載する金額は決算額である。

資金収支計算書の中で開示している科目の金額については、資金収支内訳表でも前述と同様の理由により開示するものである。

(ウ) 人件費支出内訳表について

資金収支計算書の中の人件費支出の金額は開示しているので人件費支出内訳表でも前述と同様の理由により金額を開示するものである。

なお、人件費支出内訳表の金額は、学校法人の総額が記載されているのみで、個人名や支給人数については記載されておらず、この情報のみで個人の情報を特定することはできないため他の文書と照合することが必要であるが、このような文書は当該学校法人や学校の内部文書であり、一般的には入手することができないものである。したがって、人件費支出内訳表の金額は、条例第8条第2号に該当しない情報である。

(エ) 消費収支計算書について

a 消費収入の部について

消費収入の部に記載されている「学生生徒等納付金」、「手数料」、「寄付金」、「補助金」、「事業収入」及び「雑収入」の金額については開示しているが、「学生生徒等納付金」から「雑収入」までの科目は資金収支計算書の科目と同様であり、前述と同様の理由により条例第8条第3号に該当しない情報である。

b 消費支出の部について

支出の部については、「人件費」、「教育研究費」、「管理経費」及び「消費支出の部合計」の金額を開示しているが、これらの科目は、「管理経費」のうちの小科目「減価償却額」を除いて資金収支計算書の科目と同様であり、前述と同様の理由により条例第8条第3号に該当しない情報である。

(オ) 消費収支内訳表について

消費収支内訳表は、複数の学校を設置する学校法人に作成が義務付けられているもので、記載する科目は消費収入計算書とほとんど同様であるが、消費支出の部は合計までの記載で、「当年度消費収入（支出）超過額」、「前年度繰越消費収入（支出）超過額」、「翌年度繰越消費収入（支出）超過額」は記載されず、金額は決算額である。

消費収支計算書の中で開示している科目については、消費収支内訳表でも前述と同様の理由により開示しているものである。

(カ) 貸借対照表について

貸借対照表は、学校法人の財政状況を明らかにするために、学校法人が一定時点（決算日現在）に保有するすべての資産、負債、基本金及び消費収支差額を適切な区分、配列の基準並びに適当な評価基準にしたがって記載した一覧表であり、「資産

の部」、「負債の部」、「基本金の部」及び「消費収支差額の部」に分かれている。

「資産の部」の科目には、「固定資産」と「流動資産」があり、「固定資産」はさらに学校法人が所有する土地や建物等の「有形固定資産」と特定預金や電話加入権等の「その他の固定資産」に、「流動資産」はさらに現金や預金の「現金預金」と「その他の流動資産」に分かれている。

「固定資産」のうち、「有形固定資産」の金額については、学校法人がどのような固定資産を保有するかは一般的に内部管理的な事項であるが、有形固定資産は教育事業の用に供されるものと考えられ、それらは施設の整備状況として公表される情報から保有状況が推知されているものと考えられ、これを公開しても直ちに学校法人の地位に不利益を与えるとは認められない。

「資産の部合計」の金額については、この総額を開示したとしても、保有する形態がすべて明らかになるものではなく、学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えるものとは認められない。さらに、「負債の部・基本金の部及び消費収支差額の部合計」は「資産の部合計」と同一の金額が計上されることから、同様に開示したとしても、学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えるものとは認められない。

また、欄外の注記1の減価償却費の累計額の合計額については、有形固定資産が現存価格により計上されていることから、これを公開しても、学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えるとは認められない。

(キ) 貸借対照表に附属する固定資産明細表について

「固定資産明細表」は、前述の「貸借対照表」の重要項目である「固定資産」について、その増減の状況や事由などを明らかにしたものであり、前記(カ)の有形固定資産と同様の理由により、開示するものである。

イ 私立学校経常費補助事業実績報告書について

(ア) 収支計算書（決算見込書）

a 資金収支計算書の収入の部について

資金収支計算書の収入の部に記載されている「学生生徒等納付金収入」、「手数料収入」、「寄付金収入」、「補助金収入」、「事業収入」、「雑収入」、「前受金収入」、「その他の収入」及び「資金収入調整勘定」の金額については開示しており、以上の科目の金額については、保護者から徴収するもの、国や県、市等の公的団体

から学校法人に交付されるもの、あるいは、学校法人の本旨とする教育事業そのものに密接にかかわる諸収入の予算、補正及び決算見込みであり、このような情報は、学校法人の教育事業の公共的性格に照らしても広く社会に向けて開かれていなければならない、通例、高度の内部管理的な事項として決定され、又は取り扱われるべきものとは認められない。

b 資金収支計算書の支出の部について

資金収支計算書の支出の部については、「人件費支出」、「教育研究費支出」、「管理経費支出」、「施設関係支出」、「設備関係支出」、「その他の支出」及び「資金支出調整勘定」の金額を開示しているが、以上の科目の金額については、学校法人の本旨とする教育事業そのものに密接にかかわる諸支出の予算、補正及び決算見込であり、その原資には、国や県、市の補助金のほか、保護者から徴収された納付金や寄付金なども少なからず充当されていることから、このような情報は、社会に向けて積極的に開かれてしかるべきであり、通例、高度の内部管理的な事項として決定され、又は取り扱われるべきものとは認められない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

学校法人は、私立学校振興助成法に基づき補助金の交付を受ける場合は、毎年度財務計算書を作成して、実施機関に届け出ることが義務付けられている。また、千葉県補助金等交付規則及び千葉県私立学校経常費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた場合は、実施機関に補助事業実績報告書を提出することが義務付けられている。

本件文書は、異議申立人である学校法人の財務計算書類及び当該学校法人が設置する学校に係る私立学校経常費補助事業実績報告書のそれぞれ平成11年度分及び12年度分であり、その構成は次のとおりである。

ア 財務計算書類

- (ア) 表紙及び監査報告書
- (イ) 資金収支計算書

- (ウ) 資金収支内訳表
- (エ) 人件費内訳表
- (オ) 消費収支計算書
- (カ) 消費収支内訳表
- (キ) 貸借対照表
- (ク) 固定資産明細表
- (ケ) 借入金明細表
- (コ) 基本金明細表

イ 私立学校経常費補助事業実績報告書

- (ア) 補助事業実績報告書
- (イ) 収支決算書（資金収支計算書）

(2) 開示を決定した部分について

実施機関が開示を決定した部分は、別表のとおりである。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人が不開示とすべきであると主張する情報は、実施機関が開示を決定した部分のうち、財務計算書類における科目ごと及び部門ごとの金額並びに貸借対照表及び固定資産明細表の注記の部分である。

本件文書のうち、平成11年度分は平成12年度に、平成12年度分は平成13年度に実施機関が取得したものである。平成11年度分は、平成13年4月1日以前に作成し又は取得されたものであるから、条例附則第4項の規定により、不開示条項（非公開条項）の適用については条例による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）に基づき判断するものである。

よって、異議申立人が不開示とすべきであると主張する情報について、平成11年度分は旧条例第11条第2号又は第3号に、平成12年度分は条例第8条第2号又は第3号に、それぞれ該当するかどうか、以下検討する。

(4) 旧条例第11条第3号又は条例第8条第3号該当性について

ア 答申先例について

当審査会は、学校法人の財務計算書類等に関する異議申立ての諮問において、本号該当性に関し、平成12年7月21日付け答申第66号ほか4件答申している。

それらの答申先例においては、学校法人の教育活動を中心とする事業活動の内容に関する情報は相当程度社会に開かれていることが要求されることから、秘匿される情報の範囲は、通例、高度の内部管理的な事項として決定され又は取り扱われるものであって、開示することにより、学校法人の事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報に限られるのが原則と考えるのが相当と判断している。

本号に該当し、限定的に不開示とされる例の一つとして、財務計算書類の「資産運用収入」の科目の金額が挙げられる。学校法人の行う資産運用は、自ら保有する資産を活用して得られる収入を教育事業の実施に係る経費の支出に充てるなど、教育事業を側面から支えるものと考えられ、その運用の規模や形態等の内容は、通例、高度の内部管理的な事項として決定されるものであり、当該科目の金額を開示すると、学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められるので、当該科目の金額は本号に該当する。また、同様の例として「借入金等収入」の科目の金額が挙げられるが、学校法人が借入金額をいかに設定するかということは、通例、高度の内部管理的な事項として決定されるものであり、当該科目の金額を開示すると、学校法人の事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められるので、当該科目の金額は本号に該当する。

これらの答申先例の考え方については、本件においても変更すべきところはないと判断する。

イ 具体的な判断について

上記(3)において異議申立人が不開示とすべきであると主張する、資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費内訳表、消費収支計算書、消費収支内訳表、貸借対照表及び固定資産明細表に記載された情報については、答申先例に従って判断すれば、いずれも、通例、高度の内部管理的な事項として決定され又は取り扱われるものであるとは認められず、開示することにより、学校法人の事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なう情報であるとは認められない。

よって、上記(3)において異議申立人が不開示とすべきであると主張する情報は、旧条例第11条第3号又は条例第8条第3号に該当しないものであるから、開示すべき情報である。

なお、「計」の欄の金額のように直ちには本号に該当しない情報であっても、当該情報を開示すると、逆算することによって他の不開示とすべき情報が明らかになるような性質を持つ情報は、旧条例第11条第3号又は条例第8条第3号に該当し、不開示とすべき情報である。

(5) 旧条例第11条第2号又は条例第8条第2号該当性について

旧条例第11条第2号及び条例第8条第2号は、特定個人を識別できる情報は個人情報として不開示とできる旨規定している。

そして、個人情報には、他の情報と照合することにより、特定個人を識別することができることとなるものも含むと解されるが、この場合における「他の情報」には、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれるが、特別な調査をすれば入手し得るかもしれないような情報は含まれないと解される。

異議申立人は、学校法人の設置する特定の学校の事務職員数が少数であることから、他の情報と照合される結果、人件費支出内訳表の「職員人件費支出」の科目の金額は、個人情報に該当すると主張している。しかし、照合の対象となる他の情報の内容は前述のとおりであり、特定の学校の事務職員の情報が、公知の情報であるとか、一般人が通常入手し得る情報であるとは認められないことから、異議申立人の主張には理由がない。また、その他、異議申立人の主張を是認すべき特段の事由も認められない。

よって、人件費支出内訳表の「職員人件費支出」の科目の金額は、旧条例第11条第2号又は条例第8条第2号に該当せず、開示すべき情報である。

(6) 結論

以上のとおり、本件文書で実施機関が開示の決定をした部分のうち、異議申立人が不開示とすべきであると主張した情報は、いずれも旧条例第11条第2号又は第3号並びに条例第2号又は3号に該当せず、開示すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
14. 11. 21	諮問書の受理
14. 12. 10	実施機関の理由説明書の受理
15. 3. 14	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大友道明	弁護士	
瀧上信光	千葉商科大学教授	
古幡浩	城西国際大学講師	部会長
横山清美	環境パートナーシップちば代表	

(五十音順：平成15年3月14日現在)